

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
焼津市	吉永地区	令和4年3月16日	令和5年3月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	170.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	87.5 ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	21.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7 ha
(備考)	

- 注1: ③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区は、圃場整備が行われたものの、農地の1区画の圃場が小さく(10a以下)、用排水路も兼用となっていることから農業条件は厳しい環境にある。こうした中、農家の高齢化とともに、規模の縮小や離農によって農地の貸し出しが増えつつあるが、当地区の中心となる経営体は、施設園芸農家が多く、水田を中心とする農地の耕作放棄地の増加が懸念される。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

温室に対する需要は高いが、水田等の土地利用型農家が高齢化しており、拡大マインドは低くなっている。今後は世代交代や他地区を中心に耕作している経営体への移行を検討していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体 (個人情報保護の観点から氏名等は非公開としています)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		稲作	5.8 ha	稲作	5.8 ha	利右衛門・吉永
認農		施設野菜	2.4 ha	施設野菜	1.2 ha	中島
認農		複合経営	2.9 ha	複合経営	3.2 ha	吉永・高新田
認農		複合経営	2.8 ha	複合経営	2.8 ha	中島・飯淵
認農		複合経営	10.3 ha	複合経営	10.3 ha	高新田・吉永
認農		施設野菜	0.9 ha	施設野菜	0.9 ha	中島
認農法		稲作	15.5 ha	稲作	15.5 ha	全域
認農		複合経営	1.6 ha	複合経営	1.6 ha	中島
認農		花き・花木	3.4 ha	花き・花木	3.4 ha	利右衛門・吉永
認農		施設野菜	2.0 ha	施設野菜	2.0 ha	吉永
認農		稲作	6.0 ha	稲作	6.0 ha	高新田
認農		施設野菜	0.6 ha	施設野菜	0.6 ha	吉永
認農法		施設野菜	4.8 ha	施設野菜	4.8 ha	中島
認農法		複合経営	1.8 ha	複合経営	2.8 ha	飯淵
認農		施設野菜	1.0 ha	施設野菜	1.3 ha	飯淵
認農		施設野菜	1.8 ha	施設野菜	1.8 ha	利右衛門
認農法		施設野菜	0.3 ha	施設野菜	0.5 ha	利右衛門
認農		複合経営	1.3 ha	複合経営	1.3 ha	利右衛門・高新田
認農法		施設野菜	0.4 ha	施設野菜	0.4 ha	吉永
認農		稲作	1.8 ha	稲作	1.8 ha	中島・高新田
認農法		稲作	2.3 ha	稲作	2.3 ha	中島
認農法		施設野菜	0.7 ha	施設野菜	0.7 ha	高新田
認農		施設野菜	0.3 ha	施設野菜	0.3 ha	飯淵
認農		花き・花木	0.1 ha	花き・花木	0.2 ha	高新田
計	24人		70.8 ha		71.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構を利用し効率的な農業経営が可能となるよう集積を進めていく。

吉永地区

